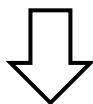


高齢者住宅改修給付

足腰が弱り、段差で転んでしまいそうで心配

膝が痛く、和式のトイレでかがむことがつらい

浴槽が高く、またぎが大変で、床も滑りやすい



区内に住所を有する65歳以上の方で、在宅で生活していて、日常生活の動作に困難がある又は相当の時間を要し、区の調査の結果、改善のために住宅の改修が必要と認められた方に対して、住宅の改修に要する費用の一部を助成します。

住宅改修の種類

区分	要介護度	改修項目	助成上限額 ※1割の自己負担があります
予防給付	要介護認定結果が「非該当」 ※要介護認定結果が「要介護」「要支援」の方は、同様の給付を介護保険課で実施しています	①手すりの取付 ②段差の解消 ③滑り止めのための床材変更 ④引き戸等への扉交換 ⑤洋式便器等への便器の取替	200,000円 ※改修項目①～⑤の助成額の合計の上限額です（1項目ごとの上限額ではありません）
設備改修給付	要支援1以上 ※新設は要介護2以上	①浴槽の取替・新設	379,000円
	要介護2以上 ※要介護認定調査で歩行が困難と判断された方を含む	②流し台・洗面台の取替・新設	156,000円
	要介護度の要件なし ※新設は要介護2以上	③便器の洋式化・新設	106,000円
	要介護2以上	④階段昇降機の新設	1,000,000円
		⑤1階床の新設	350,000円

問合せ先

高齢福祉課 総合相談・給付担当（区役所2階⑤番）

電話：03-5246-1222・1224

※そのほか各種要件があります。

また、給付決定後の着工でないと、給付の対象となりません。
必ず着工前に、上記問合せ先にご相談ください。

